

税金

年金差押 残り 2万8900円

“どうしたら2か月、生きられますか。”

日本共産党

市議会で追及し、是正を要求

生活脅かす威圧的な取り立て

払いたくても払えないほど高い税金。法の精神をふみはずし、生活費を奪つ取り立てが市民を苦しめています。日本共産党市議団は、12月議会では是正を要求しました。

「もう待てない」と、相談打ち切り年金を

たった一つの収入の年金は、年金担保の借金返済分を引かれて約15万円。市役所はそれを知っていたのに約12万円を差押え。残りは2万8900円。2月の支給日まで、どうやって生きていけというのでしょうか。

「9万円払えないか」と、無理を押しつけ

滞納が増えないように頑張つて分納しているのに、さらに「9万円払えないか」との押しつけ。最低限の生活を保障できると判断したのかと聞くと、市役所は「2、3か月も前のこと。覚えていない」と居直る始末です。

「延滞税はまける」と、言われて自宅を売却したが

分納が遅れたら、市役所が「一括納入すれば延滞税80万円は免除」。その言葉を信じ、自宅を売却して全額納入したのに80万円を返さない。財務部長に抗議したら、「全額免除とはいっていない」と40万円返しだけ。

「納税意識がうすい」と、振り込まれた給料全額

給料17万円が入るのを待つように、預金を全額差押え。フリーターを続けるうちにたまってしまった滞納です。「納税意識がうすい」と厳しくいわれ、窓口にいけなくなっていました。

「食い違い知らず」と、預金を1万8498円全額

「初めての障害年金の支給が10月。11月から分納させて」と頼んでも、「いいえ9月から」と納付書を一方的に送付。とうとう生活費の預金1万8498円を全額差押え。ゆいかんじ議員の追及に、市は、「食い違いを知らなかった」と言い訳して知らん顔です。

こんな法律があります

- ・「納税の猶予」(国税通則法46条)が認められると差押えはできず、解除申請もできる。1年以内の分割納付、事情により1年延長も可能。
- ・「納税の猶予」が認められると延滞税は4.1%以下、全額免除も可能(国税通則法63条、租税特別措置法44条)
- ・「徴収に必要な財産以外の差押」や「無益な差押」は禁止(国税徴収法48条)。差押財産の選択は「生計や事業に与える影響が少ないことを考慮」(国税徴収法基本通達47-17)しなければならない。
- ・事業継続、生活維持を困難にする恐れがある財産の差押えは、猶予または解除できる(国税徴収法151条)

ひとりで悩まず相談を

日本共産党市議団
電話(22)6783

日本共産党